

(手)

中 総 援
令和 2 年 4 月 1 日各 農 業 協 同 組 合
営 農 担 当 部 署 御 中

北海道農業協同組合中央会

農地の違反転用に係る注意喚起のご依頼について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、道内における農地の違反転用は、年々減少傾向にあります。依然として違反状態にある農地が 100 件を超えていたります。

このため、令和 2 年 4 月 1 日付けにて北海道農業会議から各市町村農業委員会に対し、違反転用に関する周知徹底について依頼がありました。

つきましては、下記のとおりご依頼申し上げますので、貴JA広報誌等で組合員に対し注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 送付文書

- (1) リーフレット「農地を耕作目的以外で使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です」
- (2) 違反転用に関する周知徹底について(令和 2 年 4 月 1 日付け北海道農業会議文書)

2. 掲載先 中央会公開サーバ

- 【07 営農・農政／03 地域農業振興・農業選奨／03 農地対策】
- ・ 公開サーバアドレス: <http://koukai.chuo.ja-hokkaido.gr.jp>
 - ・ ユーザー名: jakoukai
 - ・ パスワード: jahokkaido

※第4次統合ネットワーク接続PCでのみ接続可能です。

【問合せ先】

J A 北海道中央会 J A 総合支援部（営農支援）
(担当: 太田、夏井、不動) TEL: 011-232-6411

事務連絡
令和2年4月1日

各市町村農業委員会事務局長様

(一社) 北海道農業会議 事務局長

違反転用に関する周知徹底について

本会議が行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、本道における違反転用につきましては、年々減少傾向にはありますが、新規の違反転用については、減少傾向にあります。違反状態にある農地が100件を超えており、状況にあります。
そのため、農地転用に関する農業者向け資料を作成いたしました。
つきましては、農業委員会だより等において、農業者の方に対し再度周知徹底をいただきたくお願い申しあげます。

記

1. 道内の違反転用の状況

(単位 上段が件数 下段が面積 (ha))

年次	違反転用	是正状況				翌年に持越
		うち新規	現状回復	追認	計	
H29	128	57	3	46	49	79
	79	25	1	20	22	58
H30	129	50	3	58	61	68
	89	32	2	31	34	56
R01	107	39	2	40	42	65
	66	10	6	10	16	51

資料提供：北海道

2. 添付文書

「農地を耕作目的以外で使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です。」
(農業者向け資料)

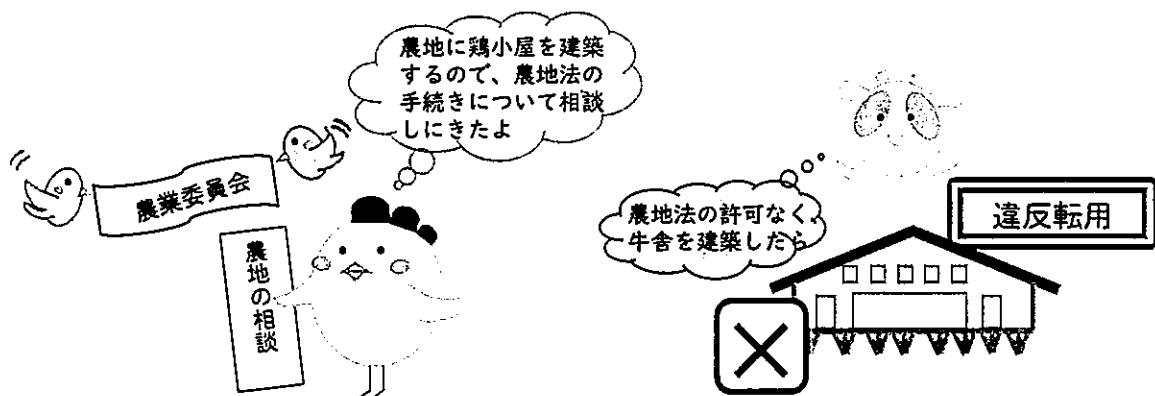
【お問合せ先】
(一社) 北海道農業会議
担当：佐藤・岡本
TEL 011-281-6761

農地を耕作目的以外で使用する場合は、原則、農地法の許可が必要です

以下に当てはまるときは、まず、農業委員会に相談しましょう

- 農地に、牛舎や農機具格納庫など農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- 農地に、住宅を建てようとするとき
- 農地に、地域のイベントなどの臨時駐車場として一時的に利用する場合

等々



- ▶ 農地は国民のための限られた資源として、農業生産基盤を守るために農地法はあります。農地を利用される方は、農地法も守っていきましょう。
- ▶ 農地法に違反すると、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金））が科される場合があります。

令和3年度農業政策・予算に関する要望書（案）の修正について

新	旧（地区別会長・局長会議時点） 令和3年度農業政策・予算に関する要望	対応
	<p>北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で專業的な経営が主体となり、生産性が高い農業生産を営み、安全・安心な食料の安定供給を通じて、国土・環境の保全など本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。さらに国連では、「国連家族農業の10年」と定め、農家に対する施策の推進と知見の共有を求めている状況にあり、本道農業においては、家族経営との発展形態である農業法人が果たしてきた役割が大きい。今後ともこの方向を堅持することが必要である。</p> <p>しかし、担い手の減少と高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展など、難しい課題に直面している。</p> <p>わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的な施策の展開が必要である。</p> <p>国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために、農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった制度とはいがたい面がある。</p> <p>そのため、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会・一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る対策を中心に政策提案を取りまとめたところである。</p> <p>政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に發揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、下記事項の実現について、強く要望する。</p>	

令和 2年 6月 3日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多田正光

<p>【貿易協定における適切な国内対策の確立】</p> <p>日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する必要な国境措置を確保すること。</p> <p>また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業の振興と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。</p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今後、諸外国からの農畜産物の輸入に影響が出る可能性があることから、国産農畜産物の生産と消費の重要性について認識を新たにして、想定外の事態に対応できるよう食料自給率の向上を含めた農政の基幹として位置づけること。</u></p>	<p>【貿易協定における適切な国内対策の確立】</p> <p>日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する必要な国境措置を確保すること。</p> <p>また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業の振興と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。</p>	渡島
	<p>【農業政策の確立】</p> <p>自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互恵に基づいた食料戦略が不可欠である。</p> <p>そのため、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上の実現が可能となるよう、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、地域の農業づくりの取り組みに対する支援について、中長期を見通した政策の基本を確立すること。</p> <p>【農業生産基盤の強化】</p> <p>(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保</p> <p>① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることができると不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、農業者の負担軽減を含め、当初予算の段階で必要な額を確保すること。</p> <p>② 作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。</p> <p>③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。</p> <p>④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。</p>	

	<p>(2) 農地の集約化の促進</p> <p>① 本道の農地流動化は、所有権移転と貸借が拮抗している状況にあり、所有権移転に対する需要が高い状況にある。</p> <p>所有権移転における農地流動化は、本道の高い農地集積率の要因の一つであるとともに、基盤整備等の農地改良を円滑に実施して行く上でも重要な要素であり、これまでの本道における優良農地の維持確保に大きく貢献しているものと考えている。</p> <p>そのため、担い手への農地集積率の維持、農地利用の最適化の推進、優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進は、食料基地たる本道の農業にとって欠かすことのできないものであり、これを政策として明確に位置付けること。</p>	
	<p>② 農地中間管理事業による農地流動化は貸借に限定されており、地域によっては、担い手への集積にはつながるもの、必ずしも集団化に繋がらないケースが見受けられる。</p> <p>一方、所有権移転をすすめる農地中間管理機構の特例事業では、担い手の所有地と隣接して、集団化がすすめられるケースが多く、担い手への農地集約化を促進する効果は高いと考えられる。</p> <p>そのため、本道では特例事業の中間保有による再配分機能を活用し、担い手への農地の集約化を一層促進する観点から、引き続き本事業の十分な予算を確保するとともに、本事業は担い手への集積・集約化への貢献度が高いことから、特例事業も機構集積協力金の対象とすること。</p> <p>さらに、農地中間管理事業及び特例事業を活用する担い手が、規模拡大と併せて、効率的な農業経営を展開するためには、農機具等の高スペック化等が必要となるため、補助事業等において更なるインセンティブを設けること。</p>	
	<p>③ 所有者不明農地については、所有者が明らかな時点で所有権移転を促進することにより発生を未然に防止することが望ましい。</p> <p>しかしながら、所有権移転については、抜本的対策が取られていない状況にあり、その結果、所有者不明農地となった場合は、農地中間管理事業を活用すること以外に、当該農地を利用する手立てがない状況にある。</p> <p>所有者不明農地となった場合は、所有権移転が困難であり、期間満了の度、繰り返し農地中間管理事業を活用した農地利用をせざるを得ない状況となる。</p> <p>そのため、農地中間管理事業において、所有者不明農地を借入する際の費用負担等について、全額国費対応とするとともに、十分な予算を確保すること。</p>	

	<p>④ 担い手への農地の集約化を促進し、作業効率の良いほ場を形成するための最も有効な制度である交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等による補助対象事業とされてはいるものの、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっていることから、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。</p>	
	<p>(3) 概算取得費の引き上げ</p> <p>農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。</p> <p>また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。</p> <p>そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費控除の対象とすること。</p>	
	<p>(4) 荒廃農地対策の強化</p> <p>所有者不明の農地や遊休農地については、農地中間管理事業を活用することによって利用することは可能となっているが、再生すべき荒廃農地を復元するための支援が不足している状況にある。</p> <p>そのため、荒廃農地を復元するための再生作業等に関する支援を行う事業を創設すること。</p>	
	<p>【担い手の育成・確保の強化】</p> <p>(1) 家族経営の継承対策について</p> <p>農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。</p> <p>個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障が生ずることが想定される。</p> <p>そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。</p>	

	<p>(2) 新規就農対策について</p> <p>土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。</p> <p>そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。</p> <p>また、過疎地域における新規就農の促進は特に重要であることから、過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域へ新規就農する者に対する助成金等の加算措置を設けること。</p>	
	<p>(3) ヘルパー組織等への支援</p> <p>農業経営法人化支援総合事業において、農地所有適格法人等に関するサポート事業が構築され、法人の設立・育成などが推進されている状況にあるが、農村現場においては、それに加えて個人経営を支援するための、酪農ヘルパー組織などを育成することが、担い手育成の一環として重要である。</p> <p>そのため、酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。</p>	
	<p>(4) 外国人材の受入について</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、外国人材の入国遅延等が発生している。</p> <p>本道農業において、担い手を支える外国人材は、重要な役割を果たしていることから、こうした外国人材の入国制限等の影響について配慮し、入国に係る申請手続きの簡素化、弾力的な運用を図ること。</p>	
	<p>【農業者の経営安定対策の充実】</p> <p>(1) 経営安定対策の予算の確保等</p> <p>「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、現在のところ、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営安定対策等、関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。</p>	
	<p>(2) 農業経営基盤強化資金等</p> <p>農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーＬ資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。</p> <p>また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。</p>	

	<p>(3) 農業経営基盤強化準備金制度</p> <p>農業経営基盤強化準備金は、人・農地プランに位置づけられる中心経営体への農地の集積・集約化の実現に対し、積極的に寄与している制度である。</p> <p>また、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするための制度であり、担い手の育成と経営の改善に欠くべからざる施策である。</p> <p>そのため、本準備金制度について恒久的な制度とするとともに、経営改善計画に基づかない農業用機械の導入における準備金の取り崩し要件の撤廃、並びに現在対象とされていない中古の農業用機械を対象とすること。</p> <p>また、酪農・畜産・園芸経営の計画的経営改善の実現のため、これらの経営体も対象とした制度とすること。</p>	
	<p>(4) 産業動物に従事する獣医師の確保対策</p> <p>酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。</p>	
	<p>【農業者年金制度の改善】</p> <p>(1) 特例付加年金の受給要件の緩和</p> <p>特例付加年金の受給要件である20年以上の保険料納付済期間等について、経営主が冬期間の他業種での雇用等により、国民年金第3号の適用を受けた配偶者が受給要件を満たせなくなる事案が発生している。</p> <p>そのため、国民年金第3号の適用を受けている期間を、保険料納付済期間等のカラ期間とする措置を講ずること。</p>	
	<p>(2) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大</p> <p>農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度では、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に対して加入が認められている。</p> <p>経営主の直系卑属の配偶者も担い手であることを踏まえ、政策支援の対象とすること。</p>	
	<p>(3) 旧制度の経営移譲における第一種加算対象農地の取扱いについて</p> <p>農村現場の高齢化等により、第一種加算対象農地について、使用収益権の再設定を行う際の受け手の年齢が、60歳を超える場合が想定される。</p> <p>そのため、第一種加算対象農地の再設定における年齢要件の引き上げを行うこと。</p>	

	<p>【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】</p> <p>(1) 鳥獣被害対策の拡充・強化</p> <p>鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策等により、一定の改善が図られているものの、本道においては、平成29年度より、被害額が増加している状況にあり、平成30年度においては、約49億円もの被害が生じている。</p> <p>本道においては、特にエゾシカによる被害が大きく、次いで、ヒグマ、キタキツネなど、在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種、アライグマによる被害も近年増加傾向にあり、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。</p> <p>こうした状況を改善するためには、従来の対策に加え、鳥獣被害の具体的な削減目標を設定した上で、抜本的に改善するため、新たな対策を構築する必要がある。</p> <p>また、電気牧柵等の獣害防止柵の設置は、鳥獣被害対策において、効果的であることから、獣害防止柵等の設置が単独で行える事業を検討する必要がある。</p> <p>そのため、野生鳥獣の頭数管理を含めた新たな鳥獣被害対策を構築すること。</p>	
	<p>(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保</p> <p>都道府県が取り組む主要農産物の種子の生産・普及について、引き続き予算を確保すること。</p>	
	<p>(3) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について</p> <p>現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。</p> <p>遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、食品表示制度の創設など、新たな規制措置を講ずること。</p>	
<p>(4) スマート農業のための環境整備</p> <p>農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンド<u>環境の農業地域における未整備状況の解消</u>や<u>圏外解消対策推進</u>への一層の制度拡充に向けた支援をすすめること。</p> <p>また、災害等に強い強靭なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。</p>	<p>(4) スマート農業のための環境整備</p> <p>農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及や圏外解消対策推進への一層の制度拡充に向けた支援をすすめること。</p> <p>また、災害等に強い強靭なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。</p>	檜山

	<p>(5) 被災地の復興対策について</p> <p>平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。</p>	
	<p>(6) 電源の確保について</p> <p>胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。</p> <p>さらに、風水害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。</p>	
	<p>(7) JRによる鉄道輸送力の確保対策について</p> <p>JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。</p> <p>本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道輸送力の維持・確保に向けた支援を行うこと。</p>	
	<p>【農業委員会・農業委員会ネットワーク機構の予算の確保】</p> <p>市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。</p> <p>このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。</p> <p>農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。</p> <p>あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。</p>	

令和3年度農業政策・予算に関する

要 望 書

(原案)

令和 2年 6月 3日
(予定)

一般社団法人
北海道農業会議

令和3年度農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で専業的な経営が主体となり、生産性が高い農業生産を営み、安全・安心な食料の安定供給を通じて、国土・環境の保全など本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。さらに国連では、「国連家族農業の10年」と定め、農家に対する施策の推進と知見の共有を求めている状況にあり、本道農業においては、家族経営とその発展形態である農業法人が果たしてきた役割が大きい。今後ともこの方向を堅持することが必要である。

しかし、担い手の減少と高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展など、難しい課題に直面している。

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的な施策の展開が必要である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために、農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった制度とはいがたい面がある。

そのため、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会・一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る対策を中心に政策提案を取りまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に發揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、下記事項の実現について、強く要望する。

令和 2年 6月 3日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多田正光

記

【貿易協定における適切な国内対策の確立】

日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する必要な国境措置を確保すること。

また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業の振興と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今後、諸外国からの農畜産物の輸入に影響が出る可能性があることから、国産農畜産物の生産と消費の重要性について認識を新たにして、想定外の事態に対応できるよう食料自給率の向上を含めた農政の基幹として位置づけること。

【農業政策の確立】

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互恵に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上の実現が可能となるよう、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、地域の農業づくりの取り組みに対する支援について、中長期を見通した政策の基本を確立すること。

【農業生産基盤の強化】

(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、農業者の負担軽減を含め、当初予算の段階で必要な額を確保すること。
- ② 作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

(2) 農地の集約化の促進

- ① 本道の農地流動化は、所有権移転と貸借が拮抗している状況にあり、所有権移転に対する需要が高い状況にある。

所有権移転における農地流動化は、本道の高い農地集積率の要因の一つであるとともに、基盤整備等の農地改良を円滑に実施していく上でも重要な要素であり、これまでの本道における優良農地の維持確保に大きく貢献しているものと考えている。

そのため、担い手への農地集積率の維持、農地利用の最適化の推進、優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進は、食料基地たる本道の農業にとって欠かすことのできないものであり、これを政策として明確に位置付けること。

② 農地中間管理事業による農地流動化は貸借に限定されており、地域によつては、扱い手への集積にはつながるもの、必ずしも集団化に繋がらないケースが見受けられる。

一方、所有権移転をすすめる農地中間管理機構の特例事業では、扱い手の所有地と隣接して、集団化がすすめられるケースが多く、扱い手への農地集約化を促進する効果は高いと考えられる。

そのため、本道では特例事業の中間保有による再配分機能を活用し、扱い手への農地の集約化を一層促進する観点から、引き続き本事業の十分な予算を確保するとともに、本事業は扱い手への集積・集約化への貢献度が高いことから、特例事業も機構集積協力金の対象とすること。

さらに、農地中間管理事業及び特例事業を活用する扱い手が、規模拡大と併せて、効率的な農業経営を展開するためには、農機具等の高スペック化等が必要となるため、補助事業等において更なるインセンティブを設けること。

③ 所有者不明農地については、所有者が明らかな時点で所有権移転を促進することにより発生を未然に防止することが望ましい。

しかしながら、所有権移転については、抜本的対策が取られていない状況にあり、その結果、所有者不明農地となった場合は、農地中間管理事業を活用すること以外に、当該農地を利用する手立てがない状況にある。

所有者不明農地となった場合は、所有権移転が困難であり、期間満了の度、繰り返し農地中間管理事業を活用した農地利用をせざるを得ない状況となる。

そのため、農地中間管理事業において、所有者不明農地を借入する際の費用負担等について、全額国費対応とするとともに、十分な予算を確保すること。

④ 扱い手への農地の集約化を促進し、作業効率の良いほ場を形成するための最も有効な制度である交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等による補助対象事業とされてはいるものの、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっていることから、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

（3）概算取得費の引き上げ

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。

そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費控除の対象とすること。

（4）荒廃農地対策の強化

所有者不明の農地や遊休農地については、農地中間管理事業を活用することによって利用することは可能となっているが、再生すべき荒廃農地を復元するための支援が不足している状況にある。

そのため、荒廃農地を復元するための再生作業等に関する支援を行う事業を創設すること。

【担い手の育成・確保の強化】

(1) 家族経営の継承対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障が生ずることが想定される。

そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。

(2) 新規就農対策について

土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。

そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。

また、過疎地域における新規就農の促進は特に重要であることから、過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域へ新規就農する者に対する助成金等の加算措置を設けること。

(3) ヘルパー組織等への支援

農業経営法人化支援総合事業において、農地所有適格法人等に関するサポート事業が構築され、法人の設立・育成などが推進されている状況にあるが、農村現場においては、それに加えて個人経営を支援するための、酪農ヘルパー組織などを育成することが、担い手育成の一環として重要である。

そのため、酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

(4) 外国人材の受入について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、外国人材の入国遅延等が発生している。

本道農業において、担い手を支える外国人材は、重要な役割を果たしていることから、こうした外国人材の入国制限等の影響について配慮し、入国に係る申請手続きの簡素化、弾力的な運用を図ること。

【農業者の経営安定対策の充実】

(1) 経営安定対策の予算の確保等

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、現在のところ、ＴＰＰ11、日ＥＵ・ＥＰＡ等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営安定対策等、関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化資金等

農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーＬ資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

(3) 農業経営基盤強化準備金制度

農業経営基盤強化準備金は、人・農地プランに位置づけられる中心経営体への農地の集積・集約化の実現に対し、積極的に寄与している制度である。

また、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするための制度であり、担い手の育成と経営の改善に欠くべからざる施策である。

そのため、本準備金制度について恒久的な制度とするとともに、経営改善計画に基づかない農業用機械の導入における準備金の取り崩し要件の撤廃、並びに現在対象とされていない中古の農業用機械を対象とすること。

また、酪農・畜産・園芸経営の計画的経営改善の実現のため、これらの経営体も対象とした制度とすること。

(4) 産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

【農業者年金制度の改善】

(1) 特例付加年金の受給要件の緩和

特例付加年金の受給要件である20年以上の保険料納付済期間等について、経営主が冬期間の他業種での雇用等により、国民年金第3号の適用を受けた配偶者が受給要件を満たせなくなる事案が発生している。

そのため、国民年金第3号の適用を受けている期間を、保険料納付済期間等のカラ期間とする措置を講ずること。

(2) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度では、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に対して加入が認められている。

経営主の直系卑属の配偶者も担い手であることを踏まえ、政策支援の対象とすること。

(3) 旧制度の経営移譲における第一種加算対象農地の取扱いについて

農村現場の高齢化等により、第一種加算対象農地について、使用収益権の再設定を行う際の受け手の年齢が、60歳を超える場合が想定される。

そのため、第一種加算対象農地の再設定における年齢要件の引き上げを行うこと。

【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】

(1) 鳥獣被害対策の拡充・強化

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止総合対策等により、一定の改善が図られているものの、本道においては、平成29年度より、被害額が増加している状況にあり、平成30年度においては、約49億円もの被害が生じている。

本道においては、特にエゾシカによる被害が大きく、次いで、ヒグマ、キタキツネなど、在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種、アライグマによる被害も近年増加傾向にあり、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、従来の対策に加え、鳥獣被害の具体的な削減目標を設定した上で、抜本的に改善するため、新たな対策を構築する必要がある。

また、電気牧柵等の獣害防止柵の設置は、鳥獣被害対策において、効果的であることから、獣害防止柵等の設置が単独で行える事業を検討する必要がある。

そのため、野生鳥獣の頭数管理を含めた新たな鳥獣被害対策を構築すること。

(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保

都道府県が取り組む主要農産物の種子の生産・普及について、引き続き予算を確保すること。

(3) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について

現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。

遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、食品表示制度の創設など、新たな規制措置を講ずること。

(4) スマート農業のための環境整備

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンド環境の農業地域における未整備状況の解消や圈外解消対策推進への一層の制度拡充に向けた支援をすすめること。

また、災害等に強い強靭なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

(5) 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。

(6) 電源の確保について

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。

さらに、風水害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。

(7) JRによる鉄道輸送力の確保対策について

JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。

本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道輸送力の維持・確保に向けた支援を行うこと。

【農業委員会・農業委員会ネットワーク機構の予算の確保】

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。

【当初案】

北海道選出国会議員要請集会
開催月日：令和2年6月3日（水）
開催場所：星稜会館

【3月下旬】

- 地方連
「6月開催できるのか？」
「4月になると今、予約している分のキャンセル料、発生する。」
- 星稜会館（開催会場）
「4月になると、キャンセル料、発生する。本当にやるの？」

【3月下旬】

- 東京都 連日60名超えの新型コロナウイルス感染
- 全国農業會議所
「会長と専務理事までは、中止の方向で了承をとった。」
「4月3日or4月6日までに決定する。」
「理事の中で、頑張る人がいなければ、中止の方向」

【4月8日】

- 全国大会 正式に中止決定
- 来年度は、渋谷公会堂（NHKスタジオパーク側）を予定

【農業会議】

- 会長・副会長に説明の上、開催の中止を決定。

どういう手法で要望するか

要請方法の考え方について

【基本的考え方】

- 新型コロナウイルスの感染拡大が続いている東京都に、大勢で大挙することは、現時点において望ましくない。
- そのため、必要最低限の人員で対応する必要性がある。

【対応方向】

第1案：各地方連に依頼をして、選挙区の国会議員が、地元へ戻った際に要請をしていただく。

第2案：北海道農業会議役員・常設審議委員・担当職員による小集団において、国会議員会館議員室での要請活動。

第3案：北海道農業会議役員職員のみによる、国会議員会館議員室での要請活動。

第4案：要望書の郵送による要望活動

【課題】

第1案：農業会議としての要請活動と言えるか？

場合によっては、市町村の農業委員会職員に、土日の対応を求める事になる。

各地方の農業委員会全員が参加した場合、小集団となり、新型コロナウイルス感染拡大対策を施したと言えるのか？

第2案：小集団で行うことが、必要最低限の人員と言えるのか？

常設審議委員の上京に関する旅費をどうするのか？ ※ 予算化していない。

第3案：最小人員ではある。

第4案：この対応で良いのか？

【対応方針】

第3案：北海道農業會議役員職員のみによる、国会議員会館議員室での要請活動。

第4案：要望書の郵送による要望活動

〈考え方〉

- 会長・副会長・専務理事・事務局長・農政・業務担当部長の6名での対応を基本とし、ゴールデンウィーク明け（以下「GW」）の首都圏の新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見て判断するものとする。
- GW明けにおいて、東京都の1日当たりの感染者が100人超で推移している場合は、第4案の郵送による要望の方法を検討する。
※ 100人超で推移 ⇒ 1週間以上続いている状態を想定

【実施時期】

令和2年 6月 3日 午前予定

【最終決定】

令和2年度 第2回常設審議委員会で決定するものとする。

※ GW明けの状況を見て、第3案、第4案いずれかの対応を行うかを判断。

【北海道の状況】

- 知事による要請 ⇒ 原則1人で対応
- 3月19日 ⇒ 副知事・局長以下2名の4名のみで対応
- 先方（国会議員）の対応「原則来てくれるな。」という雰囲気

【他団体の状況】

- 2~3名程度での実施という状況

新型コロナウイルス感染防止対策と常設審議委員会の開催方法の検討について

【現 状】

北海道においては、現在のところ「感染確認地域」であるとの認識（4月3日時点）

▼ 【対 応】（新型コロナウイルス対策本部）

- 50人以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛
- 「3つの密」を徹底的に回避

▼ 【現在の常設審議委員会】

最大出席者数	常設審議委員	25人
	職員	8人
	他	若干名

- | | | |
|-------------------|-----------|---|
| ① 換気の悪い密閉空間 | ⇒ 窓を開けて対応 | ○ |
| ② 人が密集している | ⇒ 密集している？ | △ |
| ③ 近距離での会話が発生している。 | ⇒ 発生 | × |

▼ 【現在の常設審議委員会の状況】

- 50人以上が集まる集会ではない。
- 「3つの密」ではない。

▶ 【今後の懸念】

- 政府による「新型インフルエンザ等対策特別措置法」における首相による「緊急事態宣言」の発令による影響
- 東京都がロックダウンした際の影響
全国的な影響が出ると思われる。
- 現在示されている対応の強化

▼ 《常設審議委員会の開催が困難になる可能性あり》

↓
対策の検討を行うことが必要

▶ 現在のところ、「新型コロナウイルス対策本部」が示した想定される対応には該当していないことから、開催している状況。

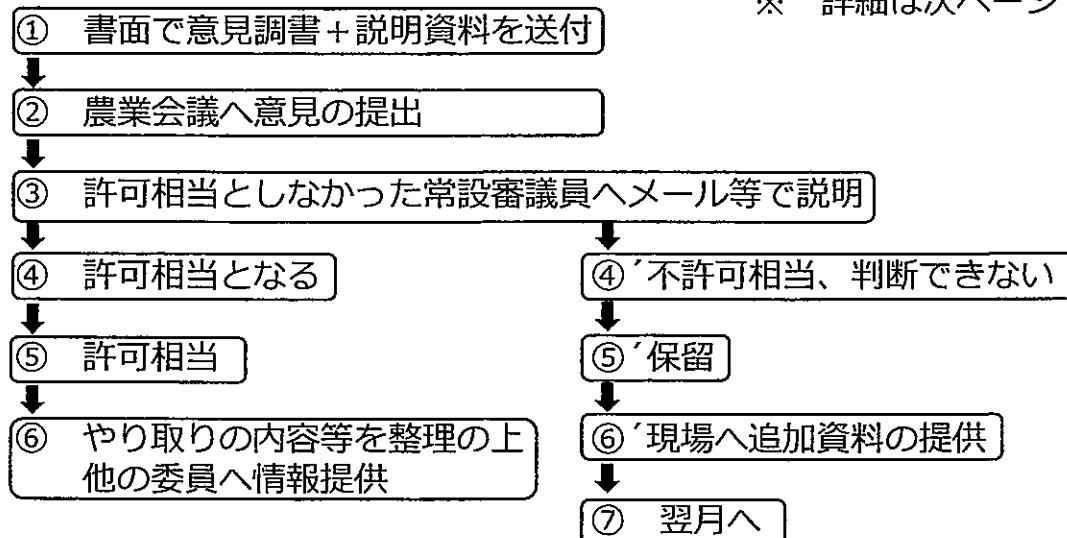
【常設審議委員会の書面開催の可能性について】

【課題】

- 書面開催を行うためには、常設審議委員会運営規程の改正等が必要
4月中に書面理事会を実施したとしても、5月20日の常設審議委員会には、間に合わない。
- 農地法第4条・第5条の意見聴取案件、農振法等の諮問案件について、全会一致で許可相当とならなかった場合の対応方法の検討
- その場合における処理期間の設定及び、意見調書等の提出時期の変更
- 意見の提出方法

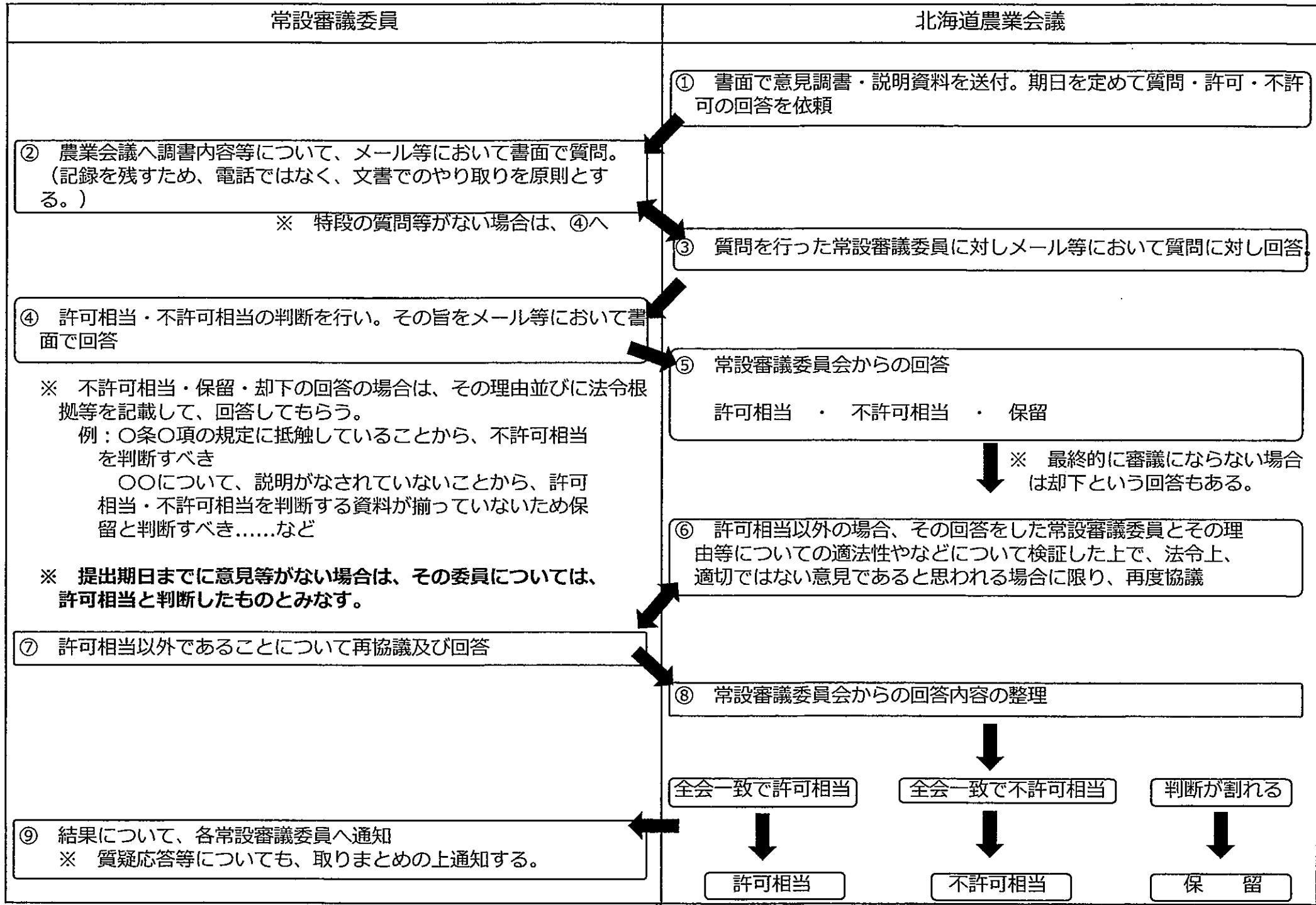
【全会一致とならなかった場合の対応方法について】

※ 詳細は次ページ



【この場合における対応課題】

- ① 農業委員会 ⇒ 農業会議への調書の提出時期の変更
- ② 常設審議委員と協議する時間の設定
- ③ 審議議決日の設定
- ④ 常設審議委員の対応に関する負担軽減



【常設審議委員会を書面開催とした場合の各種日程】

常設審議委員会	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
調書の提出期日	5/29	6/26	8/5	9/3	10/2	10/28	11/27
当初の調書の提出期日	6/9	7/7	8/14	9/15	10/13	11/6	12/8
常設審議委員会向け調書の作成期間	6/1~5	6/29~7/3	8/6~13	9/4~10	10/5~9	10/29~11/5	11/30~12/4
審議委員への調書の発送日	6/8	7/6	8/14	9/11	10/12	11/6	12/7
審議委員へ調書が届く日（想定）	6/10	7/8	8/16	9/14	10/14	11/9	12/9
審議委員と農業会議の協議期間	6/11~17	7/9~15	8/17~21	9/15~23	10/15~21	11/10~16	12/10~16
農業会議への回答期日	6/18	7/16	8/24	9/24	10/22	11/17	12/17
常設審議委員会開催日（書面議決）	6/19	7/17	8/25	9/25	10/23	11/18	12/18

【常設審議委員会を書面開催とした場合の課題】

- 書面開催することによる各常設審議委員への事務負担が発生 ⇒ 「農業会議への回答期日までに回答をしない場合は、許可相当と判断したものとみなす」という取り決めを行えば、負担増とはならない。
 - 各農業委員会が行う事務に大幅に影響を及ぼす。 ⇒ 調書の提出期日から見ると10日以上、早まることになる。
 - 畜産クラスター事業等の補助事業が関連する転用事業の完了時期に影響を及ぼす可能性がある。
 - 調書の提出期日が早まることにより、場合によっては、標準処理期間（60日）を超えてしまう場合も想定される。
 - 担当職員が専任になってしまい。 ⇒ 農業会議の他の業務に影響が出る可能性あり。
-
- 災害対応等のため、1回のみ緊急避難的に書面議決を行える規程の整備は必要であるが、長期間対応ができるものではないと考える。

書面開催を行う場合の課題

【 詰問調書・意見聴取用調書の提出期日の変更（本年6月に書面開催できた場合を想定）】

項目	期日
常設審議委員会 書面開催日	6月19日（金）
本会に最終的な意見回答の期日（必着）	6月18日（木）
審議委員が案件内容を確認・協議する期間	6月10日（水）～6月17日（水） ※ 審議員 ⇄ 農業会議 ⇄ 農業委員会 となるため、最低5日間は必要
審議委員へ調書が届く日	6月10日（水）
審議委員へ調書を送る日	6月8日（月）
調書の作成を行う期間 ・ 意見照会 農業会議 ⇄ 農業委員会 ・ 道庁との協議（助言指導）など 農業会議 ⇄ 道庁	6月1日（月）～6月5日（金） ※ 最低5日間は必要
詰問調書・意見聴取用調書の提出期日	5月29日（金） ※ 従来の締切は、6月9日（火） 10日以上早まることになる。

※ 農地法施行規則第32条の標準処理期間80日（道の標準処理期間では、60日）を超える可能性がある。

農業委員会の総会日程によっては、翌月の常設審議委員会案件となる場合が想定される。

※ 実際の意見聴取に関する書類作成の実態を基に想定。

【違反転用案件に関する参考資料の取扱い】

- 現在、違反転用事案については、直接、許可要件とは関係がないが、案件の具体的な背景を理解しやすくするため、参考資料として違反転用に至った背景・現在の状況等を示している。
そのため、意見聴取そのものの判断とは、関係のない情報であり、個人情報も含まれることから、会議終了後に回収している状況にある。
- これらの資料も書面決議の際に送付した場合、破棄に関する徹底が行えない。
- 送付しないとした場合、会議の時には配布・回収、書面では送付しないとなり、整合性がつかない。

【当面の常設審議委員会の対応について】

- 4月7日 「緊急事態宣言」を東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県の7都府県を指定
- 4月16日 緊急事態宣言を北海道を含む、全国に拡大
- 4月19日現在の北海道内の感染者数 434人（18人） 感染拡大の第2波と言われている状況。
- 今後、継続して常設審議委員会を開催することに課題。



北海道農業會議定款 第10章 雜則
(細則)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の事務運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。



- 5月の常設審議委員会までの間に、書面理事会を開催し、常設審議委員会の当面の対応として、「当面の間、会長・副会長・専務理事決裁により、意見聴取案件・諮問答申案件・協議事項を処理する。」との議決を経て、当面の間（「緊急事態宣言」の解除後において会長が定めた日）、常設審議委員会の開催を見送る方向で調整したい。



【対応方向】

- 常設審議委員会の開催の中止とその間の会長・副会長・専務理事決裁により事務等の処理
- 当面の間については、「緊急事態宣言」の解除後において会長が定めた日としていることについては、開催を再開するまでの間の準備期間も含めている。
- 常設審議委員会の運営規程については、災害時に対応できるようにするために、書面開催の規定を検討。

地域区分① 4月 1日時点	感染拡大警戒地域	感染確認地域	感染未確認地域
地域区分② 3月19日時点	感染状況が拡大傾向にある地域	感染状況が収束に向かい始めている地域、並びに一定程度に収まっている地域	感染状況が確認されていない地域
考え方	オーバーシュート（爆発的患者急増）まではいっていないが、クラスター感染等により感染状況が拡大している地域	左右のいずれにも該当しない地域 感染状況の増加数が減少してきている地域	感染者数ゼロの地域
対応 自治体首長から右記のような行動制限メッセージを発信する	<ul style="list-style-type: none"> ① 期間を明確にした外出自粛要請 ② 地域レベルであっても10名以上が集まる集会・イベントの参加を避けること。 ③ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと。 ④ 具体的に感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ① 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。 ② 具体的には、<u>50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること。</u> ③ 一定程度の収まっているように見えて、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意しながら実施する。 ② その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。 ③ いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り入れた啓発を継続してもらいたい。
対象都道府県 (4/3想定)	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県	北海道 (4/3の道新 札幌市長が「札幌は、感染確認地域に該当する。」との認識を示した。)	

オーバーシュート ⇒ 爆発的患者急増 2～3日で累積患者数が倍増している状況

クラスター ⇒ 同一の場において、5人以上の感染者の接触歴等があきらかとなっていることを目安にしている。

3つの密 ⇒ ① 換気の悪い密閉空間

② 人が密集している

③ 近距離での会話や発声が行われる

上記の3つの条件が同時に重なった場のこと。